



2017年6月28日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 綱川 智
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 広報・IR部長
長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

ウエスタンデジタル社に対する訴訟提起について

当社は、本日14時に、添付「ウエスタンデジタル社に対する訴訟提起について」のプレスリリースを実施いたしましたので、お知らせいたします。

この訴訟は、ウエスタンデジタル社が、当社がウエスタンデジタル社の合弁契約上の同意権を侵害して入札手続を進めている旨の虚偽の事実を第三者に対し告知又は流布するなど、入札手続に対して看過できない妨害行為を継続的に行っており、この差止め等を求めるものです。なお、ウエスタンデジタル社は、子会社のサンディスク社を通じて、入札手続の差止めを国際仲裁裁判所に申し立て、また当社として正式に訴状の送達を受けていないものカリフォルニア州地方裁判所にて2017年6月14日（現地時間）に訴訟提起を行っております。

サンディスク社との合弁事業については、合弁会社は設備投資だけを目的に設立された従業員のいない会社であり、メモリの生産は東芝メモリ株式会社が行っているため、今回の訴訟提起やウエスタンデジタル社に対するアクセス権の遮断によるメモリの生産には影響がありません。また、共同開発等の各種契約はサンディスク社と締結しております。さらに、同社のアクセス権は遮断されません。そのため、今回の訴訟提起やウエスタンデジタル社に対するアクセス権の遮断によるこれら契約への影響はありません。

以 上

ウエスタンデジタル社に対する訴訟提起について

当社及び東芝メモリ株式会社（以下、TMC）は本日、東京地方裁判所において、不正競争防止法違反等を理由として、米国ウエスタンデジタルコーポレーション及びその子会社ウエスタンデジタルテクノロジーズインク（以下、総称してウエスタンデジタル社）に対して、不正競争行為の差止めを求める仮処分命令の申立て及び総額 1,200 億円（一部請求）の支払い等を求める損害賠償等請求訴訟を提起しました。

2017 年 6 月 2 日付「メモリ事業子会社が保有する合弁会社の出資持分の当社への移管について」にてお知らせしましたとおり、ウエスタンデジタル社は、TMC 売却の入札手続きに対して、看過できない妨害行為を継続的に行っております。ウエスタンデジタル社は、当社とサンディスクエルエルシー（その関連会社を含み、以下、サンディスク社）との合弁契約に基づいて、当社とサンディスク社との合弁会社の持分を TMC へ譲渡すること及び TMC の株式を第三者に譲渡することについてウエスタンデジタル社の同意が必要であるところ、当社がかかる同意権を侵害して手続きを進めているなどと虚偽の事実を第三者に対し告知又は流布し、当社及び TMC の信用を毀損しました。

また、ウエスタンデジタル社は、合弁事業及び共同開発に関する情報へのアクセス権を有するサンディスク社の従業員をウエスタンデジタル社に転籍させること等により、当社及び TMC の機密情報を不正に取得、使用しています。

当社及び TMC は、ウエスタンデジタル社によるこれらの行為が不正競争防止法（第 2 条第 1 項第 4 号、7 号、8 号、15 号）や民法上の不法行為（第 709 条）に該当すると判断し、本日、上記行為の差止めを求める仮処分命令の申立て及び損害賠償等を求める訴訟を提起しました。

なお、合弁事業及び共同開発に関する情報へのアクセスについては、ウエスタンデジタル社が、情報アクセスに係る契約を締結することを前提として、アクセス遮断をしておりましたが、ウエスタンデジタル社がこの契約の締結を拒絶するに至っております。そのため、本日をもって、ウエスタンデジタル社による同情報へのアクセスを遮断することとしました。

以上